

【沖縄市立図書館システム借上及びシステム保守業務】

企画提案（プロポーザル）実施要領

令和4年7月

沖縄市教育委員会 教育部 市立図書館

1. 目的・趣旨

この要領は、沖縄市立図書館（以下「市立図書館」という。）の図書館システム及びシステム保守業務のサービス提供に最も適した対応力を備える事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

利便性、運用性の高いシステムやサービス機器等の整備を行い、時代のニーズに合わせた市民サービスを提供することで、新図書館の基本理念である「だれでも どこでも いつでも なんでも」に沿った図書館を目指す。

これらを達成するためのシステムや関連機器等について提案を求めることとする。

2. 業務概要等

(1) 業務名称： 沖縄市立図書館システム借上及びシステム保守業務

（以下、本業務という。）

(2) 業務内容： 「沖縄市立図書館システム等概要仕様書」の定めるところによる

(3) 納入場所： 市立図書館

(4) 提案上限額： **図書館システム借上（令和5年3月1日より60ヶ月）**

（総額）金 114,011,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

（うち）令和4年3月分（1ヵ月） 金 1,901,000 円

令和5年度分 金 22,803,000 円

令和6年度分 金 22,803,000 円

令和7年度分 金 22,803,000 円

令和8年度分 金 22,803,000 円

令和9年4月～2月分（11ヵ月） 金 20,902,000 円

図書館システム保守業務（令和5年3月1日より60ヶ月）

（総額）金 28,722,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

（うち）令和4年3月分（1ヵ月） 金 479,000 円

令和5年度分 金 5,745,000 円

令和6年度分 金 5,745,000 円

令和7年度分 金 5,745,000 円

令和8年度分 金 5,745,000 円

令和9年4月～2月分（11ヵ月） 金 5,266,000 円

※図書館システム等については、必要なシステムや機器を含めたリース契約とする。

※システム等の本稼働日（リース開始日）は令和5年3月1日とし、本稼働までに、所定の場所にてデモ機等により蔵書登録や操作研修等が実施できること。

また、本稼働までにかかる費用等については事業者負担とする。

※消費税及び地方消費税相当額については税率10%にて計算するものとし、契約期間中に税率が変更された際には協議するものとする。

※提案上限額は契約額を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

※提案上限額範囲内であれば、仕様書に記載のない借上・運用保守やサービス等に関する自由提案も認める。

※各々の契約については、上記の提案上限額を限度とし、「図書館システム借上契約」と「システム保守業務契約」のそれぞれとなる点に注意すること。

※システム保守については毎年度見直し等を行い、契約を締結する点に注意すること。

3. 業務実施方法

本業務については、企画提案（プロポーザル）方式により、システムの機能や企画提案書及びプレゼンテーション内容等を総合的に評価し、最も優れた企画提案を行った事業者を本業務の優先交渉権者として特定する。

4. 参加資格

令和3・4年度沖縄市物品購入等競争入札参加資格登録名簿の「OA機器（システム開発）」に登録された事業者のうち、以下に挙げる事項を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 国税、市町村税、国民健康保険料及び社会保険料の滞納がないこと。
- (3) 本市において入札指名停止等を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は、同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 過去に公共図書館において、導入実績のある図書館システムを導入できること。

5. 資料の配布

- (1) 企画提案（プロポーザル）実施要領（本書）
- (2) プロポーザル参加意思表明書（様式1）
- (3) 質問書（様式2）
- (4) 企画提案参加申込書（様式3）
- (5) 価格提案書（様式4）
- (6) 運用保守に関する届出書（様式5）
- (7) 沖縄市立図書館システム等概要仕様書
（別紙）図書館システム等機器・仕様一覧

- (8) プレゼンテーション実施要領（別紙 1）
- (9) 優先交渉権者の選定方法（別紙 2）
- (10) 提案書記載事項及び提案書評価項目（別紙 3）
- (11) 沖縄市立図書館システム機能要件・評価一覧（別紙 4）

6. 企画提案関連スケジュール

- (1) プロポーザル参加意思表示書提出期間

令和 4 年 7 月 14 日（木）～ 令和 4 年 7 月 21 日（木） 17 時まで

※直接または郵送にて提出すること。なお、郵送の場合も上記時間必着とする。

※遅れた場合や提出が無い場合は、参加の意思がないものとみなし、本業務に関する質問書及び企画提案書の提出等を認めない。

- (2) 質問について

質問については下記の期間中に「質問書（様式 2）」へ記入し FAX にて提出すること。それ以外からの質問については一切回答を行わない。

【質問期間】 令和 4 年 7 月 19 日（火）～ 令和 4 年 7 月 26 日（火） 17 時まで

なお、回答については、参加意思表示書の提出があった事業者全員へ、下記の期間中に FAX 及びホームページ上にて回答するものとする。

【回答期間】 令和 4 年 7 月 22 日（金）～ 令和 4 年 7 月 28 日（木）

- (3) 参加申込書等提出期間

令和 4 年 7 月 28 日（木）～ 令和 4 年 8 月 4 日（木） 17 時まで

※提出書類は下記 7 参照。

※遅れた場合や提出が無い場合は、プロポーザルへの参加を認めない。

※郵送の場合も上記時間必着とする。

【提出方法】

直接または郵送にて提出すること。（メールでの提出は受け付けません）

※デジタルデータ（CD-R 等）での提出も同時に行うこと。

- (4) 1 次審査結果及びプレゼンテーション通知

【通知日時】 令和 4 年 8 月 10 日（水）頃を目途に参加事業者全員に通知

- (5) プレゼンテーション

令和 4 年 8 月 16 日（火）頃を予定

※各事業者につき 30 分以内を予定（質疑応答 10 分を含む）

7. 提出書類・提出先

- (1) 提出書類

① 企画提案参加申込書（様式 3）・・・1 部

※提案する図書館システムパッケージソフトについて、公立図書館における過去3年間の導入実績報告書（様式自由）を添付すること。

② 企画提案書（様式自由）・・・7部

※別紙「沖縄市立図書館システム等概要仕様書」や「提案書記載事項及び提案書評価項目（別紙3）」に基づき必要な事項を記載すること。

※専門知識を持たない者でも理解できるよう、分かりやすい内容にすること。

③ 価格提案書（様式4）・・・1部

※「図書館システム借上契約」、「図書館システム保守委託契約」の2件（合算上限額：142,733,000円（税込））を全て含むものとする。

※各契約案件について、上限額内であることが確認可能な見積書を提出すること。明細内訳について、借上料金等がわかるように記載すること。

※提案価格は契約価格ではなく、提案価格を上限額として仕様等調整後に契約するものとする。

④ 運用保守に関する届出書（様式5）・・・1部

⑤ 沖縄市立図書館システム機能要件・評価一覧（別紙4）・・・2部

※各項目の機能有無について回答し提出すること。

(2) 提出方法

各書類を提出期日以内に、直接または郵送にて提出すること。

※デジタルデータ（CD-R等）での提出も同時に行うこと。

(3) 提出先

沖縄市教育委員会 教育部 市立図書館

〒904-0004 沖縄県沖縄市中央二丁目28番1号

TEL：098-929-4919 FAX：098-923-0312

Mail：tosyo-kan@city.okinawa.lg.jp

担当：井黒・上地・宮里・屋比久

8. 選定について

1次審査及び2次審査として、提案内容を審査し優先交渉権者の選定を行う。

(1) 1次審査（書類審査）

1次審査として、事前に提出された企画提案書等の中から、「沖縄市立図書館システム機能要件一覧・評価（別紙4）」の回答内容を集計するものとする。

参加資格を持つものが3社以上となった場合は、1次審査結果を踏まえ、2次審査に参加するものを評価値の高い上位3社程度に限定する。

(2) 2次審査（企画提案書及びプレゼンテーション審査）

1次審査における上位3社程度について、「沖縄市立図書館システム借上及びシステム保守業務プロポーザル評価委員会（以下、評価委員会という）」において、2次審査として企画提案書及びプレゼンテーション内容を審査する。

(3) 評価委員会における優先交渉権者の選定については、以下の2種類の評価分類を指標とする。

1. 機能評価（1次審査）

⇒「図書館システム機能要件・評価一覧（別紙4）」に基づく対応可否の回答内容から評価。

2. 提案評価（2次審査）

⇒企画提案書及びプレゼンテーション内容について、「沖縄市立図書館システム概要仕様書」や「提案書記載事項及び提案書評価項目（別紙3）」に記載した評価のポイントを踏まえ評価。

(4) 以下の前提条件を満たし、「優先交渉権者の選定方法（別紙2）」に定める方法により採点し、1次審査及び2次審査の各評価委員の平均点を単純合計した点数が最も高い者を優先交渉権者として決定する。

なお、最高得点者が2者以上あった場合は、提案評価が上位の者を優先交渉権者とし、それでも優先交渉権者が決定しない場合は、「提案書記載項目及び提案書評価項目（別紙3）」の「システム保守業務」項目と「追加提案」項目の評価の合計点が上位の者を優先交渉権者とする。

上記においても優先交渉権者が決定しない場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

ただし、合計点数の得点率が60%に満たない場合は、本市の要求を満たすことができないものと判断し、交渉権者としては選定しないことができるものとする。

【前提条件】

1. 提案価格が「提案上限額」の範囲内であること。
2. 履行期間内で作業スケジュールが組まれていること。

(5) 優先交渉権者

評価委員会にて選定された優先交渉権者は、本実施要領の「10. 請負契約に関する事項」を踏まえ、決定を受けることにより受託事業者となる。

よって、最終的な契約額と提案価格は必ずしも同額とならない点、また、優先交渉権者と協議が整わない場合、次点交渉権者と協議を行うことがある点に留意すること。

(6) 選定に関する異議及び質問は一切受け付けないものとし、審査内容や経過も非公表とする。

(7) 最終審査結果は、下記の日時を目途にプレゼンテーション参加事業者全員へ個別に通知するものとする。

【通知日時】 令和4年8月16日（火）～ 令和4年8月17日（水）頃を予定

9. 参加者の失格

下記の場合は、参加資格を喪失し失格とする。

- (1) 実施要領等に示した参加者に必要な要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) その他実施要領等に示した条件に違反した場合

10. 請負契約に関する事項

(1) 見積徴取の相手先としての特定

発注者は、評価委員会が選定した優先交渉権者を、本契約に係る随意契約の見積徴取の相手先として特定するとともに、詳細内容の協議を実施するものとする。ただし、下記のいずれかに該当し、優先交渉権者から見積徴取及び請負契約が締結できない場合には、次点者を見積徴取の相手先として再選定するものとする。

- ① 優先交渉権者が地方自治法施行令 167 条の 4 第 1 項または第 2 項に規定するものに該当することとなったとき。
- ② 優先交渉権者が、沖縄市から指名停止を受けることとなったとき。
- ③ 優先交渉権者が見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき。
- ④ 優先交渉権者が本契約の締結を辞退したとき。
- ⑤ その他の理由により優先交渉権者と請負契約が不可能となったとき。

(2) 請負契約金額

請負契約金額は、別途沖縄市の定める本契約に係る予定価格の範囲内とする。

(3) 仕様及び実施条件

- ① 本契約の仕様については、優先交渉権者と提出書類等に記載された内容を尊重し定める。ただし、解釈に疑義が生じた場合は、発注者の解釈によるものとする。
- ② 発注者は、本契約の仕様決定にあたり、必要に応じて優先交渉権者に対し具体的な実施手法の提案等を依頼することができる。

(4) 本契約は沖縄市契約規則によるものとする。

11. その他注意・留意事項

- (1) 本プロポーザルに参加する費用は、全て事業者の負担とする。
- (2) 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円単位とする。
- (3) 書類提出後の提案等の修正または変更は一切認められない。
- (4) 提出された書類等は返却しない。

- (5) 企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製する場合がある。
- (6) 受託事業者の選定に関する選定内容及び経過等については公表しない。
- (7) 受託事業者選定にあたっては提出された内容等を総合評価し決定とする。このため、事業を実施するにあたっては沖縄市と協議し進めていくものとし、提案された内容をすべて実施することを保証するものではないため注意すること。

12. 問合せ先

沖縄市教育委員会 教育部 市立図書館

〒904-0004 沖縄県沖縄市中央二丁目 28 番 1 号

TEL : 098-929-4919 FAX : 098-923-0312

Mail : tosyo-kan@city.okinawa.lg.jp

担当 : 井黒・上地・宮里・屋比久